

令和元年度 第1回 川崎市地域公共交通会議

令和元年8月：文書協議

一 次 第 一

議 事

向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅の路線（た83系統）の消費税率変更に伴う協議運賃の改定について（協議事項）

【配付資料】

- ・向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅の路線（た83系統）の消費税率変更に伴う協議運賃の改定について【資料1】
- ・た83系統 路線図【資料2】
- ・2019年10月からの消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて（平成31年3月 国土交通省）【資料3】

【参考資料】 ※平成28年3月15日開催 川崎市地域公共交通会議資料

- ・向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅への路線新設に関する協議について【参考】

1 た83系統について

川崎市では、地域交通の中心的役割を担う路線バス事業において、地域の実状に応じた移動手段を提供し、路線バスネットワークの充実に資することを目的とした社会実験制度を策定している。た83系統は、この制度を活用し社会実験を行い、現在本格運行を行っている路線である。

◎ これまでの経緯

- ・平成26年3月 行動特性調査において、地域ニーズを把握
- ・平成28年2月 社会実験を行うことについて、東急バス、川崎市交通局、川崎市の3者で相互協力協定締結
- ・平成28年3月 地域公共交通会議にて、当路線の協議運賃について承認
- ・平成28年8月～平成29年1月 社会実験実施
- ・平成29年4月 社会実験の結果より、本格運行を開始

◎ 路線・運行概要について

路線については、資料2の路線図のとおり

系統番号	起点	主たる経由地	終点	運行便数
た83	たまプラーザ駅	大蔵・おし沼	(川崎市) 向ヶ丘遊園駅南口 (東急) 向ヶ丘遊園駅南口	平日 : 16便 土曜・休日 : 24便

川崎市交通局と、東急バス網が共同運行を行っている路線である。

◎ 運賃について

現在の運賃については、次のとおり

現在の運賃		た83系統			
		川崎市交通局		東急バス	
種類	券種	川崎市内	横浜市内 ※協議運賃	川崎市内	横浜市内
現金(IC)	大人	210円(206円)	220円(216円)	210円(206円)	220円(216円)
	小児	110円(103円)	110円(108円)	110円(103円)	110円(108円)

川崎市交通局の横浜市内の現金・IC運賃のみ協議運賃となっている。

これは川崎市交通局は、上限運賃を現金 210 円(IC206 円)と設定し、認可を受け、運行を行っているが、当該路線の横浜市のみたまプラーザ駅を発着し市域をまたぐ区間については、東急バス網が現金 220 円(IC216 円)で運行しており、その運賃と同じ運賃に設定することで混乱なく実施できると考えたことから、川崎市交通局は、平成28年3月15日に開催した地域公共交通会議に諮り、協議運賃として現金 220 円(IC216 円)の設定を行い、協議運賃(道路運送法第9条第4項)の届出を行ったためである。

なお、道路運送法上の運賃の種類と手続きは次のとおりである。

運賃の種類	手続き	適用
上限運賃	認可された上限運賃の範囲内において実施運賃を届出	いわゆる一般的な路線バスに適用される
協議運賃	協議運賃の届出	地域公共交通会議において合意された運賃に適用される

2 協議事項

た83系統の消費税率の変更に伴う協議運賃の変更について、川崎市地域公共交通会議設置要綱第2条(1)、第6条第3項に基づき協議を行う。協議結果は、議決を持って決する。

参考

川崎市地域公共交通会議設置要綱第2条

交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) その他交通会議が必要と認める事項

川崎市地域公共交通会議設置要綱第6条

交通会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 交通会議の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

◎ 協議運賃の改定理由と改定額

令和元年10月1日に予定されている消費税率の変更に伴い、消費税率の変更と同じ割合で、協議運賃である川崎市交通局の横浜市内のIC運賃を大人216円から220円、子供108円から110円に改定する。(現行の協議運賃216円に110/108を乗じて算出)改定日は、令和元年10月1日以降において、川崎市交通局一般路線における消費税率引き上げに伴う上限運賃変更の実施日と同日を予定している。

なお、これ以外の運賃については、上限運賃として設定しているため、本協議会における協議は不要である。

改定する協議運賃

		た83系統 川崎市交通局 横浜市内	
種類	券種	改定前	改定後
現金(IC)	大人	220円 (216円)	220円 (220円)
	小児	110円 (108円)	110円 (110円)

◎ 地域公共交通会議にて協議する理由

協議運賃を改定する場合、道路運送法第9条第4項の規定により、地域公共交通会議における合意が必要である。

※ なお、この協議運賃について、消費税率変更に伴い乗車料金を改定する場合は、川崎市地域公共交通会議設置要綱第6条第4項の規定に基づき、書面により対応することができるものとするを、平成28年3月15日の地域公共交通会議で決定している。【参考資料1】

路線図



写真1 向ヶ丘遊園駅



写真2 平4丁目付近



写真3 犬蔵付近



写真4 たまプラーザ駅付近



2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて

I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

II. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

2019年10月1日からの消費税率（国・地方。以下同じ。）引上げに伴う乗合バス運賃・料金の改定については、各乗合バス事業者が、現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金を申請し、認可を得ることにより行うことを基本とし、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定の手続き

(1) 上限運賃・料金の改定

現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金（以下「改定上限運賃・料金」という。）について変更認可の手続きを行うものとする。なお、1円単位運賃を設定する場合にあっては、当該上限運賃の認可に当たり、これまでの10円単位運賃と1円単位運賃の両者について上限運賃の変更認可の手続きを行うこととする。

(2) 軽微な運賃・料金（届出運賃・料金）の改定

現行の運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな運賃・料金について事前届出の手続きを行うものとする。

2. 消費税率引上げに伴う上限運賃・料金の変更認可

(1) 上限運賃・料金の変更認可の基準等

申請された改定上限運賃・料金については、当該改定上限運賃・料金に基づき算出された2019年度運送収入見込額が、同輸送量の想定で現行上限運賃・料金を適用して算出した2017年度運送収入実績額の換算値との比較による増収率で、110/108の範囲内である場合に、認可を行うこととする。

(2) 上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期

- ① 原則として、2019年5月31日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする（様式1参照）。
- ② 上限運賃・料金の変更認可は、2019年8月下旬を目途に行う予定である。

3. 改定上限運賃・料金の算出方法

各種運賃・料金ごとの改定上限運賃・料金の算出方法は次のとおりとする。

(1) 普通運賃

普通運賃の制定形態に応じて、それぞれ、以下のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上で、10円未満の端数を四捨五入により処理するものとする。ただし、運賃額が1,000円以上になるものについては、50円単位（25円以上は切り上げ、25円未満は切り捨て）とすることができるものとする。

なお、1円単位運賃については、1円未満の端数を四捨五入により処理することを基本としつつ、同一区間において併存する10円単位運賃については、10円未満の端数を切り上げにより処理するものとする。

① 対キロ制・対キロ区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行賃率に $110/108$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の賃率からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き賃率に $110/100$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

ウ. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。なお、この場合の現行上限運賃は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限運賃の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。

エ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

② 均一制、地帯制及び特殊区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

(2) 回数券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく回数券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(3) 定期券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく定期券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(4) 料金

次のいずれかの方法により改定上限料金を算出した上、10円未満の端数を四捨五

入により処理する。

- ① 現行上限料金の110/108を乗じる。なお、この場合の現行上限料金は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限料金の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。
- ② 消費税率5%時の上限料金からその5/105に相当する額を控除した税抜き上限料金に110/100を乗じる。

(5) 消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整

- ① 上記(1)から(4)までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が110/108の範囲内となるよう調整（以下「過不足調整」という。）を行う（※1）ものとする。

（※1）実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が110/108の範囲内となるよう調整を行う。

- ② ①の過不足調整に当たっては、普通運賃において、利用割合が相当程度を占める運賃帯（※2）を端数処理の結果、据え置くこととなることに伴い、事業全体として110/108の増収率の確保が困難となることが見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点から踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が110/108の範囲内となることを前提に、当該運賃帯について、110/108を上回って引き上げること（110/108を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。）を認めることとする。

（※2）260円以下が該当するものとする。

- ③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

4. 実施運賃・料金の設定変更届出

(1) 認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出

上記2.により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする（様式2参照）。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内（※3）として算出するものとする。

（※3）上記3.（5）の過不足調整に伴い110/108を上回る場合を除く。

(2) 届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として10円未満の端数は四捨五入により処理する。）した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

- ① 現行届出運賃・料金に110/108を乗じる。
- ② 消費税率5%時の届出運賃・料金からその5/105に相当する額を控除した税

抜き届出運賃・料金に110/100を乗じる。

5. その他

- (1) 消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として2019年10月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、2019年10月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (2) 消費税率引上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更（以下「通常改定」という。）の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引上げ分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨を公表するものとする。
なお、この場合の新たな運賃・料金の実施時期は、事業者の事情に応じた時期とすることを認めることとする。
- (3) 消費税率引き上げ分の転嫁と通常改定を段階的に行う場合には、原則として、3か月以上の期間を設けるものとする。
- (4) 1円単位運賃を設定する事業者にあつては、同一区間において、1円単位運賃と10円単位運賃の2つの運賃が併存することから、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないようにあらかじめ十分な周知・説明を行うものとする。
- (5) 1円単位運賃の設定により、同一区間において2つの運賃が併存する場合にあつては、運行する区間に応じて運賃額の表示が変わる対キロ制運賃等の車内運賃表示器への運賃額の表示については、1円単位運賃の表示を省略することができるものとする。

Ⅲ. その他

各種手数料（旅客の都合による運賃・料金の払戻しに係るもの等）について、消費税率引上げに伴う改定を行う場合には、当該手数料の現行額に110/108を乗じた新たな手数料の額を算出（10円未満の端数は四捨五入により処理する。）し、当該新たな手数料の額について運送約款の変更認可を受けるものとする。なお、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号、以下「標準約款」という。）に金額が規定されている手数料については、標準約款の一部改正により所要の改定を行う予定である。

参考

向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅への路線新設に関する協議について【議決事項】

1 本会議における協議の目的

川崎市地域公共交通会議設置要綱第1条

地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2 協議事項

川崎市地域公共交通会議設置要綱第2条(1)、第6条第3項

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項について協議を行う。協議結果は、議決を持って決する。

■ 運賃・料金

○ 道路運送法上の運賃の種類と手続き

一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃・料金は、上限運賃の認可制を原則として、下表のとおり分類されている。

運賃の種類	手続き	運行の態様	適用
上限運賃	認可された上限運賃の範囲内において実施運賃を届出	路線定期運行のみ	いわゆる一般的な路線バスに適用される
協議運賃	協議運賃の届出	路線定期運行・路線不定期運行・区域運行	地域公共交通会議において合意された運賃に適用される
軽微運賃	軽微運賃の届出	路線定期運行・路線不定期運行・区域運行	旅客に及ぼす影響が比較的小さい高速バス、定期観光バスに適用される

○ 協議を行う路線又は営業区域

(資料2の路線図と同じであるため、省略)

○ 協議を行う運行系統又は運送の区間

系統番号	起点	主たる経由地	終点	運行便数
た83	たまプラーザ駅	犬蔵・おし沼	(川崎市) 向ヶ丘遊園駅南口 (東急) 向ヶ丘遊園駅南口	平日 : 16便 土曜・休日 : 24便

○ 当該路線に協議運賃を設定する理由

川崎市交通局は、上限運賃を現金210円(IC206円)と設定し、認可を受け、運行を行っている。

当該新設路線は、川崎市の向ヶ丘遊園駅と横浜市のたまプラーザ駅を接続するもので、川崎市内については、現行どおりの運賃(現金210円(IC206円))とすることが地域の実情に即していると考えられる。

一方、横浜市のたまプラーザ駅から発着し市域をまたぐ区間については、東急バス(株)が現金220円(IC216円)で運行しており、その運賃と同じ運賃に設定することで混乱なく実施できると考えることから、川崎市交通局は、協議運賃として現金220円(IC216円)の設定を行うものである。

よって、当該路線について、川崎市内現金210円(IC206円)、横浜市内現金220円(IC216円)とし、協議運賃(道路運送法第9条第4項)の届出を行うものとする。

○ 協議運賃の設定とその範囲

次の運賃表のとおり(一部抜粋)

★ 基本料金(下線網掛け太字部分が協議運賃の対象)

種類	券種	川崎市交通局		東急バス		料金設定理由、申請方法等
		川崎(市バス全線)	たまプラーザ使用可	川崎市内	横浜市内	
現金(IC)	大人	210 (206) 円	<u>220</u> <u>(216)</u> 円	210 (206) 円	220 (216) 円	<p><料金設定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 市域を跨る運行箇所には、東急バスの既存路線があるため、その料金と同じになるよう料金を設定した。 <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市交通局は<u>上限運賃210円</u>で設定しているため、<u>地域公共交通会議の承認</u>をもって、<u>協議運賃として国に申請</u>していく。 東急バスは、横浜市内の料金を設定しているため、既存の内容で申請する。
	小児	110 (103) 円	<u>110</u> <u>(108)</u> 円	110 (103) 円	110 (108) 円	

○ 運行開始までのスケジュール

平成28年2月25日(横浜市議会)川崎市交通局が横浜市区間を運行することに関する採決

3月15日 地域公共交通会議(本日)

3月18日(川崎市議会)川崎市交通局が横浜市区間を運行することに関する採決

3月末 横浜市と協議書の取り交わし(交通局)

7月 時刻表・路線図等を関係自治会で回覧、広報掲載(市、交通局、東急バス株)

8月～(6ヶ月)社会実験実施予定

○ 協議運賃を適用する期間

平成28年8月1日から適用する。

※ なお、この協議運賃について、消費税率変更に伴い乗車料金を改定する場合は、川崎市地域公共交通会議設置要綱第6条第4項の規定に基づき、書面により対応することができるものとする。